

第4回合併協議会 議事録

平成14年8月12日開催

1. 開会

司会：ただいまから第4回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。

委員の皆様には、お盆前で大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、本日の司会進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開催に当たりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります根本崇よりご挨拶を申し上げます。

2. 合併協議会会長挨拶

会長：一言ご挨拶申し上げます。皆さん方には本当に暑いところありがとうございます。また、お盆のちょうど13日を前にした、その前の日ということで、日程調整がつかずにこの日になってしまいまして、誠に申し訳ないと思いつつも、話を進めていくために、何としてもこの暑い夏もこの協議をさせていただかなくてはならないと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

後ほど説明をいたしますが、今日はとりあえずは検討項目として上がってきているものについては、全部皆さんに見ていただいて、そんな中でまだ調整のついていないものもございますけれども、それも全部お示しする中で全体の絵姿と言いますか、そんなところが見えてくればいいのかということで、今日は調整項目全部挙げさせていただいております。

従いまして、中にはこの部分については未調整でございますという部分もございますので、それについてはお許しをいただきたいと思えます。一生懸命、職員相当遅くまで頑張ってお作ってきた資料でございますので、よろしくご指導の程をお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。それでは次に同会の副会長であります河井弘よりご挨拶を申し上げます。

3. 合併協議会副会長挨拶

副会長：皆さんこんにちは。関宿の河井でございます。本日は大変お忙しいところを、第4回の合併協議会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。第3回合併協議会におきまして、住民生活に影響が生じる事務事業調整項目について提案させていただいております。前回までに提案申し上げました各項目については、両市町において同一内容のため現行のとおりにするものや、野田市の制度を適用することにより、関宿町民の行政サービスが向上するものがほとんどであります。

また、本日承認をいただく関宿町の保健センターを残し、各種保健事業を行っていくことは、町民にとって現在行っている行政サービスを維持、向上できるものと確信しているものでございます。

さらに、関宿庁舎、出先機関を設置し、住民サービスの向上を図るべく考えてまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、本日提案する調整項目は地方税や上下水道の使用料など、合併後の住民生活に密着するものが多数ございますので、議員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

司会：(配布資料確認ののち)

それではただいまから議題に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長がこれにあたと規定しておりますので、議長を会長にお願ひいたします。よろしくどうぞお願ひいたします。

会長：それでは議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

まず、議事に入ります前にお諮りをいたしたいと思ひます。本日、猿田委員の代理といたしまして、千葉県総務部市町村課松永市町村合併支援室長が同席をしております。代理出席につきましては前回と同様、協議会規約第9条第3項「会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮りこれを定める」によりまして、本日の代理出席について認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らわせていただきます。

それでははじめに協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の委員の参加数でございますが、24人ですので本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

4. 協議事項

(1) 事務事業調整方針(案)について

会長：それではただいまから議事に入らせていただきます。

はじめに、事務事業方針(案)といたしまして、前回7月26日開催の協議会に提案をいたしました資料2、薄いブルーのファイルの「事務事業調整方針(案)」につきまして議題といたしたいと思います。事務局から説明をさせますのでよろしくお願ひしたいと思います。

事務局長：それでは事務局の方からご説明を申し上げます。まず、前回の協議会におきまして宿題対応となっていたものにつきましてご説明を申し上げます。資料3「第3回合併協議会における宿題等一覧」をご覧ください。

大きく2つございます。前回先送りとなっておりましたのが2件、それからいわゆる宿題となっておりましたのが4件ございます。

まず、先送りとなっておりました2件についてご報告いたします。資料4をご覧ください。在宅老人デイサービスにつきましては、介護保険法に該当しない高齢者を対象に各種サービスを実施しているものであります。介護保険制度の導入に合わせて実施を導入したものでありまして、利用回数、利用料につきましては、介護保険の適用者とのバランスを踏まえ、野田市の制度であります原則として週1回以内という方が適切ではないかと考えておりますけれども、関宿町では現に週2回利用されている方が2名いらっしゃいます。その方の扱いをどうするかということで事務的に検討をし、前回では先送りということになっておりましたが、今回の調整方針案では野田市の制度を適用します。

ただし、調整方針の括弧のところではありますが、現に2回利用している方については必要に応じ当分の間経過措置を講じ実施します、という調整方針を事務方とし

て考えております。介護保険法より厚くてはならないという、いわば筋を通して1回の利用にすべきか、あるいは調整方針案どおり、経過措置を設けるべきか、協議会の場で委員の皆さんからのご意見をいただきたいと考えているものであります。

次に、先送り事項の 548 登記簿の大字名であります。これにつきましては若干の進展がございましたので、担当の総務部会からご報告いたします。

総務部長：本件につきましては、関宿町総務課岡田参事より説明をさせていただきます。

副局長（総務参事）：それでは登記簿の大字の取り扱いについて経過報告をさせていただきます。昨日8月11日付けで、関宿地区区長会長から関宿町長へ野田市との合併後の登記簿の大字名について北部地区に関宿の名称を残すよう、住民総意の要望書が提出されております。今後これを受け、関宿町から合併協議会へ要望書が提出される予定でございます。次回協議会に総務部会として登記簿の大字の取り扱いについては、当初の事務事業調整案の訂正した調整案を提示したいと考えております。以上でございます。

事務局長：先送りにつきましては以上の2点でございますが、次に前回、いわゆる宿題となっておりました4件につきまして、それぞれ担当部会長等からまとめてご報告申し上げます。

保健福祉部長：福祉センターの使用料と学童保育料につきましてご説明させていただきます。福祉センターの使用料につきましては、関宿町の福祉センターは、ご指摘のようにクリーンセンター建設の地元対策の一環という経緯がございます。合併後は野田市の制度に合わせますが、クリーンセンター周辺の地区に対しましては、年間数回程度の無料で利用できる措置を考えたいと思っております。また、個人での利用も考えられることから、料金の設定の際に考慮したいと考えています。

次に学童保育料でございますが、近隣市におきましても、生活保護世帯あるいは前年度市民税の非課税世帯につきましては無料としておりまして、その他、住民税均等割世帯あるいは所得税非課税世帯等に区分し、段階的に減額措置を講じている

という状況がございます。従いまして、合併後につきましては野田市の制度に合わせたいと考えております。以上でございます。

民生経済部長：次に 698、自治会・行政区の関係でございますが、この関係については野田市の自治会制度は任意団体、一方、関宿町の行政区は準行政組織という制度の違いはございますが、目的としては行政情報の伝達にあると考えております。原則全ての住民が加入する行政区の制度から、加入が任意であります自治会制度になります。この件につきましては関宿町において6月17日ならびに7月24日にそれぞれ区長会、区長懇談会を開きまして、野田市の自治会制度の移行について説明をしたところでございます。合わせまして、8月1日には野田市の自治会連合会の正副会長と、関宿町区長会正副会長との会議がもたれまして、野田市の自治会制度の移行についてその場で合意をいただいているところでございます。以上でございます。

企画財政部長：716の各種定例相談の関係でございますが、相談時間を20分にすることにつきまして、相談員でございます弁護士さんの方から聞きましたところ、20分以内でほとんど終わっておりまして、時間が短い等の相談者からの意見等は聞いたことがないということで、現在の20分で十分とのことでした。隣接する流山市におきましても同様の相談時間で行っていきまして、野田市の制度に統一したいと考えております。以上でございます。

事務局長：以上が先送り、および宿題であります。この他、調整方針に変わりはございませんが、事前に土曜日にお配りした個票の差し替えが3点ほどございましたので、それについてご説明いたします。

まずブルーの薄いファイルの 678「学校給食状況」であります。これは前回提示した資料では給食費、給食の料金と委託をどうするか等が混在しておりややわかりにくいまとめ方になっておりましたので、今回それぞれ給食費とそれ以外のものを分割いたしました。調整方針に変更はありません。給食費につきましては大項目の使用料、手数料等の取り扱いに再掲してあります。

次のページ、680ですが、「サタデースクール事業」は前回の資料では関宿町で

は実施していないので野田市の制度を適用と書いてありましたけれども、関宿町にはサタデースクールという名称ではありませんが、学習相談室という類似の事業がありますので、その旨表現を訂正させていただきました。

それから3点目、700「七夕まつり、関宿まつり」であります。これは野田市の七夕まつりのところが正確には委託料となるところが前回の資料では補助金となっておりますので訂正いたしました。また、調整方針は前回と変わっておりませんが、調整方針の括弧書きを付記しております。これらにつきましては、冒頭にあります総括票でも該当箇所を所要の修正をしております。

会長：ただいま事務局から説明がありました。ここで質疑に入らせていただきたいと思えます。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。自治会長さん方、区長さん方、一緒にお話し合いをしていただいてご調整をいただいたということで、その点については本当にありがたいなと思っております。いかがでございましょうか。前回方針案として出させていただき、今回特にご意見がなければこの方針でいかしていただきますという形にさせていただいておりますが、今までの部分についてはご了解いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

会長：ありがとうございます。それでは資料2の事務事業調整方針案につきまして事務局説明のとおり承認することによろしゅうございますか。

(異議なし)

会長：ご異議がないようでございますので、そのように決定をさせていただきます。

それでは次に今回ご提案します資料1、ピンクのファイルでございますが、こちらにつきまして議題とさせていただきたいと思えます。事務事業調整案でございますが、まず事務局の方から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局長：それでは今回新たに提示する分について事務局からご説明いたします。今回提示するのはピンクのファイルですが、全部で166件あります。これによりま

して、先ほど会長からもありましたが、全項目 884 件を一応提示させていただいた形になります。当初 933 項目と申し上げていた時期がありますが、一つ一つ調整を本当に必要とするものかどうか再度精査した結果、若干数が減っておりまして、現時点では 884 という数になっております。今回提示分の一部には未調整であるため先送りというものが一部ございますが、ひとまず全体像をお示ししたいと考えました。それ以外の調整方針を書いてあるものにつきましても、今日の協議会ではご了承いただくということではなく、今回は提示をし、ご説明をさせていただく段階に留めまして、了承はできれば次回 8 月 31 日の協議会でいただければと考えております。それではピンクのファイルにつきまして、前回と同様お手許の資料 2 「事務事業調整方針の概要(その 3)」という資料に沿いましてポイントをご説明したいと思います。

1 ページをお開き下さい。まず大項目の 1 番、地方税の取り扱いですが、個人住民税の均等割につきましては、人口規模による標準税率の定めがあります。現在野田市では 2500 円、関宿町では 2000 円となっておりますが、合併後は法律により現在の野田市の額と同額となりますので野田市の制度を適用いたします。

所得割につきましては、現在両市町とも同一内容ですので現行のとおりいたします。

次に法人市民税、都市計画税ですが、これは両市町で税率が異なっておりますので、野田市の方の税率に合わせたいと考えております。法人市民税は関宿町の 12.3% が野田市の 14.7% になります。都市計画税は関宿町の 0.3% が野田市の 0.2% に統一されます。

次に固定資産税ですが、これは合併後の関宿町の市街化区域農地が現在の野田市と同様、三大都市圏の特定市となりますので、宅地並み課税となります。関宿町の市街化区域農地は現在は農地に準じた課税ですが、宅地並み課税となります。なおこの関係につきましては後ほど 850 のところで生産緑地の指定との関係で再度ご説明いたします。

次に大項目の大きな 2 番、保険税、保険料の取り扱いですが、国民健康保険税の、すみません、これはミスでありまして、「税率」と書いてありますが、「税率」を消していただきたいと思います。保険税の限度額、賦課期日、納期、減免につきましては同一内容であります。一方、税率につきましては、関宿町の方が高くなってお

りますので、野田市の税率を適用したいと考えております。調整財源につきましては、一般会計からの繰り入れにより対応いたします。

補足を申し上げますが、野田市の税率に引き下げた場合の試算ですが、12年度決算ベースで約5800万円の財源不足となります。一方、現在の関宿町は収納率が野田市と比べて低くなっておりますので、これを野田市並みに引き上げることができた場合には財源不足は約1900万円となります。したがって、財源不足は今申し上げた1900万円から5800万円の範囲内で生じることとなります。なお、野田市の場合、現在国民健康保険会計に1億5000万円の法定外繰り入れというものを行っております。先ほどの不足額につきましても繰り入れ増ということで対応することにはしたいと考えております。

ちなみに合併後の人口規模がほぼ等しい流山市の場合ですが、2億5000万円ほどの法定外繰り入れを行っております。野田市における繰り入れ額はその範囲よりは低くなるものと考えております。

次に大項目の3番、使用料、手数料等の取り扱いですが、まず水道料金、下水道使用料は料金体系が異なりますので、野田市の料金体系に統一したいと考えております。水道料金につきましては、関宿町の一般家庭、口径で言いますと、13ミリとか20ミリの一般家庭は安くなります。一方、工場等の大口は高くなる計算です。下水道につきましては関宿町の全利用者が安くなる計算です。

次に幼稚園の入園料、保育時間等につきましては違いがありますが、野田市立幼稚園、関宿町立幼稚園、それぞれ現行のとおりといたします。

次に地区コミュニティ会館使用料ですが、野田市は原則有料、関宿町は原則無料となっておりますが、関宿町のコミュニティセンターは料金・施設形態が野田市の公民館と非常に類似しているということから、合併後は公民館と位置付けまして、原則無料としたいと考えております。公民館使用料につきましては各館とも現行のとおりといたします。ただし、利用時間に違いがありますので、野田市の制度を適用したいと考えております。関宿町ではお昼と夕方に1時間ほど使用できない時間がありますが、野田市の制度を適用したいと考えております。

次に大きな4番、組織・機構、窓口の取り扱いですが、市長部局の職員の配置、それから行政委員会の職員の配置、窓口体制につきましては、現在鋭意検討中でありまして、引き続き検討を要するため、先送りさせていただきます。

次に 731、消防本部組織ですが、これは両消防本部を統合して一つの本部といたします。効率的な人員配置、署所の適切な配置により、消防力の充実強化を図ります。具体的にはピンクのファイルの個票をご覧ください。731 になります。調整方針というところに合併後の消防本部組織図が出ております。消防本部の下に4分署1出張所体制を敷くというものであります。下の方に4つの分署と1つの出張所が出てまいります。このうち、北分署につきましては現在野田市では19名ですが、これを関宿地域への対応を考慮いたしまして、6名増の25名としたいと考えております。関宿地区で火災あるいは救急が起きた場合には、この北分署からも出動することになります。逆に現在の野田の北分署管轄内で火災等が起きた場合には関宿分署からも出動することになります。以上が組織の関係でございます。

次に概要に戻っていただきまして、大項目の5番、補助金、交付金の取り扱いですが、まず社会教育文化団体等補助金のうち、文化団体協議会は統合、併存それぞれの場合につきまして、新しい市において適切な補助のあり方を検討してまいりたいと考えております。PTA連絡協議会は活動内容に変更はなく、婦人団体連絡協議会、野田美術会は関宿町に該当団体がありませんので、野田市の制度を適用いたします。文化祭実行委員会は現行のとおりといたしたいと考えております。

次に体育指導委員連絡協議会補助金は野田市の制度を適用いたしまして、補助金という形ではなく、必要な事務経費は補助金以外の品目といたしまして、市の歳出として予算計上したいと考えております。両市町の協議会は一本化いたします。体育協会事業補助金につきましては、体育協会が一本化の方向でありまして、その後の補助金につきましては野田市の算定基準を基本としたいと考えております。

次に明るい県民づくり推進連絡協議会事業補助金につきましては、県の運動が昨年度で終了しまして、本年度からは補助金とは異なる手法で展開されております。これを受けまして、共にこの補助金を廃止いたします。ただし、事業につきましては見直しを図った上で一本化して実施してまいります。

次に青少年相談員連絡協議会事業補助金などにつきましては、組織を統一した上、野田市の制度を適用します。補助金額は合算額といたします。

次に警察署少年補導員連絡協議会事業補助金などにつきましては、既に同一団体に対する補助金でありますので、合併後は野田市の補助額といたします。

次に大きな6番、保健福祉関係であります。まず敬老祝金の贈呈につきまして

は、違いがありますので、近隣市町とのバランスも踏まえながら 14 年度の野田市のシルバープランの見直しの一貫であり方を見直すこととしたいと考えています。見直し後の野田市の制度に統一する方向で検討中であります。

次に老人保健法による医療などにつきましては、これは国や県の制度に基づくものでして、両市町とも同一内容ですので、現行のとおりといたします。これらにつきましては、法律等に基づくものですので、当然変更がないわけですが、住民に一番近いところで密接に関係すると考えまして、掲載しているものです。

次に概要の 3 ページに入りますが、身体障害者福祉手当などにつきましては、対象者や支給額に違いがありますので、住民にとって有利な野田市の制度に統一いたします。

心身障害者福祉作業所の運営につきましては、野田、関宿それぞれ一か所ずつありますが、それぞれ現行のとおりといたします。

知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」、肢体不自由児通院施設「あさひ育成園」、知的障害児通園施設「こだま学園」、重度障害者通所施設「野田市立あおい空」、知的障害者更正施設「野田市立こぶし園」の送迎につきましては、これは全部野田市の施設であります。合併により対象区域が広がることもありまして、送迎につきましては、各施設でそれぞれ増車をすると非常にコストがかかるということになりますので、バスの共用を図った上で対応したいと考えております。具体的には、あすなる、こぶし、あおい空で 1 台を増車、それから同じ児童福祉施設であります、あさひとこだまで 1 台増車ということを考えております。

そのうち、こぶし園の定員超過対策についてですが、野田、関宿それぞれにおける通所希望者の状況を踏まえまして、施設の新設、あるいは増設等の整備を図っていきたいと考えております。その際、民設民営を基本とし、国庫・県費補助に加えまして、必要に応じ市単補助を検討してまいります。

人権関係の啓発資料の作成と活用ですが、これは現在行動計画に基づいて施策を推進しております野田市の制度を適用したいと考えております。

次に同和対策事業についてですが、そこに掲げてあります同和対策事業につきましては、国の一般対策化、即ち一般事業として実施するという方針が打ち出されております。それから昨年度末をもちまして特別措置法が失効しております。これらを踏まえまして、野田市では既に全部廃止している事業ですが、野田市に合わせて

廃止するという方向で部落解放同盟関宿町協議会と今まで4回にわたって話し合いをしております。しかしながら、ここに掲げてあります 772、773、775、776、777 につきましては、まだ調整ができていない段階であります。

これらの事業につきましては、個票の調整方針の欄には野田市の制度を適用する、即ち野田市と同様に廃止するという方針を事務方として掲げてありますが、このような方向性でいいのかどうか、廃止すべきなのか、継続すべきなのか、この協議会の場でもご議論、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。個別の部落解放同盟協議会との調整につきましては、ピンクのファイルの個別の票のそれぞれ調整方針のところに簡単ではありますが掲載してございます。

次に福祉会館の管理運営であります。これは休館日ですとか、夜間の開館時間に違いがありますので、野田市の制度を適用します。トータルの開館時間は長くなります。

次に基本健康審査、胃がん検診などにつきましては、野田市関宿町医師会等の考え方が8月中旬に出た後で調整することといたしたいと考えております。医師会等とありますが、等は歯科医師会です。具体的には今週末にはお返事をいただける予定であります。

次に骨粗鬆症の検診であります。これは野田市の方式に統一いたします。現在、野田市においては健康づくりフェスティバルで実施していることから、この方法は継続いたします。その他の方法としましては、骨密度測定器を購入いたしまして、保健事業の一貫として実施するほか、保健センターのロビーにコーナーを設けて常時測定できるような自己検診体制をとっていきたいと考えております。

最後に、救急医療の実施状況につきましては、関宿町には急病センターがありませんので現行のとおりといたします。現在も関宿町民の方は野田市の急病センターを利用されております。休日在宅当番医、二次救急につきましては、両市町ともそれぞれ現行のとおりといたします。

次に4ページ、大きな7番、環境関係ですが、まず資源再生利用促進助成金事業、指定ごみ袋関係などにつきましては、違いがありますので、野田市の制度を適用いたします。793の資源再生利用促進助成金事業につきましては、現在関宿町で行っておりますPTAなどにつきましても引き続き助成対象といたします。それから794、指定ごみ袋の関係ですが、これは現在関宿町では1枚から有料の従量制とい

う方式をとっております。一方、野田市では年間一世帯 130 枚まで無料としまして、それを超える分は有料とする、超過量方式というものをとっております。これを野田市の方に合わせたいとするものであります。なお、指定ごみ袋の形については、取っ手をつける方向で検討中です。スーパーの袋のような袋の口を縛るものが必要ではないかというご意見もあり、その方向で検討中です。関宿町では既にそのような形になっているごみ袋であります。

それからごみ処理施設ですが、これは現行施設をそれぞれ稼働させます。野田では清掃工場、関宿ではクリーンセンターと言っておりますが、それぞれ稼働させます。

不燃物の処理施設につきましては、関宿町では設置しておりませんので、野田市の制度を適用いたします。これは関宿町ではプラスチックですとかビニールは可燃物として焼却処理しておりますが、野田市では容器リサイクル法に則りまして、容器リサイクル協会へ引き渡し処理をしているものであります。

次のし尿処理施設につきましては、関宿町では設置しておりませんので、野田市の処理能力に応じて関宿町の分を処理しまして、それ以外は引き続き松戸市へ委託処理いたします。現在関宿町では松戸市へ委託処理しているほか、海洋投入をしております。ただし、海への投入につきましてはバーゼル条約に基づく改正法令が今年の2月から施行されておまして、その関係もあり合併後は廃止したいと考えております。同法令では現に行っている投入については5年間の猶予措置がありますので、すぐにアウトということではありませんが、そのような方向で考えております。

生活廃水処理施設であります。これは野田市では設置しておりませんので、関宿町の現行施設を存続させます。

廃棄物関係の基金の設置ですが、これはそれぞれ基金の目的に違いがあります。関宿町ではクリーンセンターの施設の整備ということを目的としておりますが、これは基金ではなくて、町から直接支出を検討中でありますので、関宿町の基金を廃止して新しい市において一般財源として受け入れます。野田市の基金は現行のとおりといたします。

それから関宿町における廃棄物処理施設公害対策基金につきましては、野田市では設置しておりません。新しい市においても当該基金を存続させます。これは関宿

町のごみ処理施設クリーンセンターの周辺住民との間の覚書に基づいて設置しているものですので、継続いたします。

最後に、野田市空き地等の環境保全に関する条例、関宿町では空き地の雑草等の除去に関する条例、それから墓地等の経営の許可等に関する条例につきましては、違いがありますので、野田市の制度に合わせます。

次に大きな8番、教育関係ですが、普通学級介助員は野田市にない制度ですので、関宿町の制度を維持いたします。これは自閉症の子供を介助する方ですが、野田市の現在の特殊学級介助員の枠の中で対応が可能であります。現在12人おりますが、その枠の中で対応することといたします。

次に学校給食用食器につきましては、野田市では実施計画に基づいて順次強化磁器食器に変更しておりますので、関宿町においても実施計画に組み込み、強化磁器食器に変更していきます。

各種市内大会費などにつきましては、野田市の制度を適用いたしますが、関宿町の事業で野田市にないものについては扱いを検討してまいります。

次に5ページに入りまして、社会科副読本は小学校3年生の社会科で地元の学習をする時に使う副読本ですが、これは野田市の制度を適用いたします。ただし、合併の時期に合わせて、関宿町に関わる内容を盛り込んで作成していきます。

次に情報教育の充実ですが、これは当然両市町それぞれ行っておりますが、関宿町の方は政府のミレニアムプロジェクトの整備方針に従って整備を進めておりますので、関宿町の制度を適用したいと考えております。

次に同和対策事業、これは教育関係で2つありますが、先ほど保健福祉のところでも申し述べたとおりでありまして、既に廃止をしている野田市に合わせて関宿町でも廃止の方向でという調整方針を示しておりますが、これについて委員の皆様から特にご意見をいただきたいと考えております。

次の公民館の状況ですが、関宿町のコミュニティセンターを公民館として位置付けます。公民館につきましては野田市では中学校区に1つの計算でありまして、合計7つあります。一方関宿町では町に1つですので、中学校区3つに1つという勘定になります。コミュニティセンターは現在関宿町に3つありますので、公民館と位置付ける合理的理由がそこにもあるかと思えます。なお、使用料は先ほど申し上げましたとおり、原則無料としたいと考えております。

それから次の文化財関係管理施設ですが、これはそれぞれの施設を現行のとおりとしたいと考えておりますが、若干補足を申し上げます。ピンクのファイルの個票 826 ページをお開き下さい。野田市では教育委員会埋蔵文化財整理室というところで文化財の管理をしております。一方、関宿町におきましては歴史広場整備事業の中において実施しております。当該施設は約 5000 m²の歴史広場の中に文化財の収蔵ですとか展示・整理用の施設を設置するものでありまして、この歴史広場というものは関宿城の門であります町指定の埋（うずめ）門を保存いたしまして、その周辺を整備することにより生涯学習や校外学習に活用しようとするものです。昨年度に土地を買収しまして、来年度完成予定、整備総額 1 億 2000 万円、うち 9800 万円が起債であります。実質的にはこの施設は広場の管理事務所を兼ねておりまして、関係職員等の配置も検討していくこととなります。

次に教育委員につきましては、関宿町に置かれている教育委員会は統合いたします。

次に大きな 9 番、民生経済関係ですが、まず防災行政無線局、地域防災系無線局につきましては、それぞれの現行の設備を災害時の情報収集伝達手段として有効活用を図り、将来的にデジタル化へ切り替えをする際にシステムの再構築を図っていきたいと考えております。

次に消防团组织につきましては、両消防団を統合いたします。野田を中央、北、南の 3 方面隊、関宿を 1 方面隊としまして、合併後 4 つの方面隊構成としたいと考えております。団員の報酬ですとか服の貸与につきましては、違いがありますので、野田市の制度に合わせます。

それから自治会等への行政文書配布への対価ですが、これはそもそも制度的に自治会、行政区という違いがありますので、野田市の制度を関宿町において適用いたします。先ほど前回の宿題のところでも申し上げましたが、今月初めの自治会連合会の正副会長、それから関宿町の区長会の正副会長の会議でもご議論をいただいてご了承いただいたものであります。

最後に、関宿はやま工業団地公共施設維持管理基金につきましては、この団地の維持管理を目的としたものですので、新市でも当然継承いたします。

次に 6 ページにまいりまして、大きな 10 番、建設関係ですが、私道の寄付、市道（町道）の認定基準等につきましては、違いがありますので、野田市の制度を適用

いたします。例えば、844の私道の寄付、あるいは845の認定基準につきましては、野田市では公道から公道に通じていることが条件ですが、関宿町では行き止まりでも受け付けているという相違点がございます。それから846につきましては、これは申請手続きに違いがありまして、関宿町では行政区長が申請することになっておりますのが、野田方式ですと個々の住民による申請が可能となります。847は野田市では原因者負担ですが、関宿町では町が実施するという相違があります。

次に水防関係ですが、これは新市として一元化を図ります。なお、個票の848ページをお開きいただきたいと思います。訂正がありまして、正誤表を付してありますが、「一元化を図ります」の下に、「なお、水防団、消防団の組織については統合に向けて現在検討中」と書いてありますが、これは、つい先日統合が決まりましたので、先ほど申し上げたとおり、このなお書き以下は不要の文章でありまして、訂正申し上げます。

概要の資料に戻りまして、都市計画土地利用につきましては、先ほど申し上げましたが、関宿町の市街化区域内の農地は合併後は宅地並み課税となります。ただし、生産緑地の指定を受けると一般農地に準じた課税となりますので、両市町間でよく連携を図り、情報提供を行いながら指定の事務作業に万全を期したいと考えております。

最後に、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例につきましては、違いがありますので、野田市の条例を適用いたします。なお書きのところですが、都市計画法の改正によりまして、条例で設定をすれば市街化調整区域であっても宅地要件に関わりなく開発可能となりました。しかしながら野田市では計画的なまちづくり等の観点から条例による区域指定を現在見送っているところでありまして、実態調査を行った上検討することとなっております。その方向で検討していきたいとするものであります。

次に大きな11番、上下水道関係ですが、まず下水道使用料の賦課、徴収委託の関係、それから公共汚水柵の設置基準等につきましては、違いがありますので、野田市の制度を適用いたします。例えば859、宅内排水設備工事では配水管の埋設の深さに若干違いがありまして、野田市の方がやや浅いというような違いがあります。野田市は国基準に従っているものであります。そのような違いがあります。

それから次に宅内排水設備の資金融資制度であります。これは融資額と返済期

間については関宿の方が優れておりますので、そちらに合わせ、利子補給と利子補給月については野田の方が優れておりますので、そちらの方を適用するというものです。例えば、融資額は野田市は30万円の36ヶ月ですが、関宿町では40万円の42ヶ月となっております。

次に上水道の財源につきましては、一般会計からの繰入金は現行のとおりいたします。旧野田市分、旧関宿町分としてそれぞれ繰り入れを行います。旧関宿町分につきましては、合併後10年間は交付税措置がされます。つまり、国が一定額を面倒を見る形になります。野田の方も償還金等計画に基づくものがありますので、それぞれ別カウントでやっていくというものです。なお、県の補助金につきましては合併後要件から外れることとなりますので、一般会計から補助をする必要がありますが、ただし、1会計に統合することによって浮くコストがありますので、相殺分は出てまいります。

最後に、検針及び収納事務等につきましては、両市町で違いがありますので、野田の制度に統一します。868給水申込納付金につきましては、口径13ミリの一般家庭では申込金が8万円ほど安くなります。20ミリの一般家庭では9000円ほど高くなる計算です。

次に大きな13番、広報広聴関係制度であります。市政懇談会、町政懇談会につきましては、野田市の現在の市政懇談会制度の回数を増やし、関宿町の方にも範囲を広げるなど内容を充実させます。なお、関宿町の町政モニター制度につきましては廃止をし、その趣旨を市政懇談会に活かしていきたいと考えております。

最後の7ページですが、大きな14番、職員の取り扱いであります。まず常勤の特別職の給料、非常勤特別職の報酬につきましては、野田市の制度を適用します。野田市の現在の額といたします。

次に職員の給与等につきましては、野田市の制度を基本としますが、現下の厳しい社会経済情勢に照らし、是正すべきものは是正していくという基本姿勢のもとで、組合との協議を進め、給与の適正化を図ります。これにつきましては、概要ペーパーでも個票でも文字にしてありませんが、現在、当方から組合に提示しております内容について口頭で補わせていただきたいと思います。

個票の874ページをお開きください。まず現在調整中で、こちらから職員団体に提示している内容が大きく7点あります。その1点目ですが、まず874の1の(2)

給料表というところですが、これらはすべて野田市の方に合わせる方向で考えておりますが、野田市の給料表につきましては、県内の市の4分の3が導入しております。それととも、行政職給料表の2、運転手等の技能労務職の給料表ですが、これを導入することを提案しております。これにつきましては、平成9年度以降、野田市の行政改革の実施計画にも掲げ、給料表全体の見直しを行うべきとの方針で組合と協議をしてきたものであります。

次にこちらから提示しているものの2点目ですが、関宿町の職員の給与の格付けの問題があります。これは多くの合併市町村がとっている方法ですが、現在の関宿町の職員の格付けで、野田市の給料表に一度当てはめまして、次に関宿町で採用された日に野田市に採用されたものと見なしてモデル給料表というもので昇格の計算を行いまして、その双方の結果を比較して調整し、決定することとしたいと考えております。

それから3点目ですが、初任給の是正という点があります。874の2ページの(5)というところですが、これは高校卒の初級職につきましては野田と関宿ほぼ同額に近いものです。一方、中級職につきましては野田市は他の市よりも1号級ほど高く設定されております。上級職につきましては、近隣5市の中では下から2番目という水準にあります。したがいまして、中級職について他の市と比べて高くなっておりますので、初任給を引き下げる方向で調整、提案をしているところであります。

それから4点目ですが、調整手当の是正であります。874の3ページの(7)ですが、ここに各種手当が並んでおります。下から4番目に調整手当というものがあありますが、野田市では現在10%、関宿町では9%になっておりまして、これを関宿町の9%に引き下げることを提案しております。

それから5点目ですが、住居手当であります。同じページの上から2番目ですが、住居手当の内、野田市の方では「その他4300円」というのがあります。これは関宿町にはない手当でありまして、借家でも自宅でもない者に支払われる手当ですが、例えば親と同居していて自分の名義ではないという場合がこれにあてはまりますが、これについては廃止することで調整しております。

次に6点目、特殊勤務手当ですが、22種類ありますが、この内、変則勤務職場手当、それから年末年始勤務手当を廃止することを提案しております。その他の手当

につきましても見直しの上、制度の趣旨を踏まえた是正を進めることとしております。

最後に7点目ですが、旅費の関係でありまして、次のページ874の4ページの(8)ですが、表と表の間に、野田市の方で、「下記の市町へ出張する場合の日当は半額」と記していますが、いわゆる半日当と呼ばれているもので、これを廃止することを提案しているものであります。以上、口頭で補足をいたしました。

先ほど7点申し上げた内の2点目ですが、関宿町職員の格付けにつきましましては、組合への提案事項ではなく調整事項でありますので、訂正をいたします。

それではもう一度概要表に戻っていただきまして、7ページの16番、各委員会の取り扱いについて申し上げます。今回、提示している各委員会関係はすべて農業委員会の関係でありまして、選挙の投票区、それから定数及び選挙委員・選任委員の内訳、選挙区別の定数、選挙区の地区割、任期につきましましては引き続き検討を要するため先送りいたします。が、個票に参考となるデータを書いておりまして、今日委員の皆様からご議論をいただく際の参考といたしたいと考えております。

個票の876ページをお開きください。定数の基準であります。これは法律によりまして、選挙による委員につきましましては、10人から40人の範囲内で定めるところとなっております。具体的な基準は農地面積等で決まっておりますが、合併後の農業委員定数の基準は30人以内となります。876ページの「参考」という欄の下から5行目のところにありますが、合併後の法令基準は選挙委員は30人以内ということになります。一方、選任による委員につきましましては7人以内となっております。右の調整方針のところを参考として書いてありますが、県内の他市はほとんど20人未満であります。野田市では選挙による委員は現在20人、関宿町では10人です。

次に877ページ、選挙区別の定数であります。野田市では現在20人を第一、第二の2つの選挙区に分けて10人ずつとしております。関宿町では選挙区というものは設けておりません。調整方針のところを参考として書いてありますが、定数を仮に20人とした場合の按分ですが、農地面積で割りますと、野田13、関宿7となります。耕地世帯数及び農業委員選挙人名簿数で按分しますと、野田11、関宿9となります。これらを参考として書いてありますが、今日の協議会の場でもご意見をいただければと考えております。

概要表の方に戻りまして、最後、大きな 17 番、附属機関の取り扱いです。水道事業審議会、野田市では水道事業運営審議会ですが、関宿町に置かれた審議会を廃止いたします。委員構成につきましては適切な措置を講じます。

野田市清掃工場環境保全協議会、関宿町ごみ処理施設対策協議会につきましては、現在野田市議会に陳情が提出されておりまして審議中ですので、その結論が出た時点でこれを踏まえて対応していきたいと考えております。

最後に、水防協議会につきましては、野田市では水防協議会を防災会議に統一しておりまして、合併後は関宿町の水防協議会を廃止し、新しい防災協議会でその機能を維持していきたいと考えております。

以上でございますが、なお、先ほどの概要ペーパーの 6 ページのところですが、10 番の建設関係の資料にミスがございまして、850 都市計画土地利用については、関宿町の「市街化調整区域内農地」とありますが、「市街化区域内農地」の誤りです。調整の二文字が不要でございました。訂正を申し上げます。

若干駆け足でしたが、ピンクのファイルについての概要は事務局から以上でございます。

会長：ありがとうございました。ちょっと急ぎの説明で申し訳なかったのですが、だいぶ生々しい話が今回から入ってきておりますので、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思っておりますが、念押しのために少しだけ追加説明をさせていただきたいと思いますが、718 の個人住民税、これは制度的に 2000 円が 2500 円に上がってしまうという格好になる話でございます。法人住民税については野田市が制限税率を適用しているというような形になっておりまして、そこに合わせていただくという形にしております。

実は都市計画税が野田の場合には、関宿が 0.3、野田が 0.2 という格好になっております。こちら辺、調整としてどうなるのかということは意見としては当然あるかと思っておりますが、両方とも現行の制度に合わせてしまったという形にしております。固定資産税については宅地並課税、これは特定市で指定されてまいりますので、こんな形になってくる。救済措置については 850 にありましたように生産緑地という制度の中で対応していくという形になってくると思っております。

国民健康保険税については介護保険料と同じような形で野田市に合わせるという

形にする中で一般会計からの金額が必要になってくるというような形で、先ほど申し上げたとおりの数値が必要になるだろうと考えております。

それから 727 の地区コミュニティ会館ですが、実はこれが次のページの窓口業務と関わっておりまして、ここの部分を公民館の扱いにしてしまうということは窓口をどうするのかというところにもう一つひっかかってくる問題があります。窓口の話は今調整させていただいておりますので、この点についてはあえてこの前のところではそこのところを触れておらないということだということでご理解いただきたいと思います。

それで 731 の消防本部の話でございますが、関宿の北の方に出張所を作るような形を先ほどの個表の 731 のところに出ていると思います。関宿分署を作り、さらにその下に出張所を作っていく。これが旧関宿町の方に作っていくというような形にして、おせおせの形でサービスレベルを上げていこうということで、私どもの北分署も充実するというような形にしておる。こんな形にさせていただいているわけでございます。

それから、746 の敬老金等の贈呈というのがありますが、野田市のシルバープランで今見直しをしようとしています。何かと言いますと、野田の場合にノックスという共通商品券でお渡ししているという点があります。これをどうしていくのかという話と相当関わってくる問題になりますので、ちょっとシルバープランの見直しの中で検討させてもらいたいということで遅れさせていただいているという点があります。

それから 764 からの野田の障害者の施設でございますが、これについてはまとめてあさひ育成園、こだま学園というものを一本で、それからこぶし園とあおい空とあすなろを一本での送迎バスというような形で調整させていただいた。地域が広がりますので、こんな格好にしております。

なお、こぶし園については実は野田市の在住の住民だけであと1、2年で施設が満杯になってしまいます。この時の対応もここで書かせていただいているというのが767の問題でございます。それから771以降、同和対策の問題については典型的なものをちょっと一つ、二つご覧いただいた方がよろしいと思います。個票の中の772をご覧いただきたいと思いますが、基本的に調整内容とある中で4回の話し合いを行いました。現在までのところ、解放同盟の関宿町協議会の方では16

年までの事業継続を要望して、17年度以降は話し合いにより段階的削減に応じると。ここまでの歩みよりが見られているというのが現在の状況でございます、これをどういうふうにして考えていくのかという点が一つ大きなポイントになってくる。未調整事項の大きな問題をここにおいてあるという形でございます。

それから保険料の問題については申し訳ございませんが、相手が医師会の方があるものですから、医師会の答えが出るまで待たせていただきたいという形になっております。対がん協会、それから結核予防会等々と関宿は対応している部分がございますが、医師会にもお願いしている部分もございます。そこら辺、どう調整するかということをお時間をいただきたいということでございます。

ごみの収集については基本的には野田に合わせていただきたいということで、先日も自治会長さんと区長さんとの会合の中でもお話は出ているという理解でよろしいですか、そんな形をお願いをしているところでございます。

それから 801 のし尿の処理については、この間第二清掃工場のし尿処理場の方の環境保全協議会の中で、協議会としては基本的に了解するというので、し尿受け入れの話の了解をいただいております。それを申し上げておきたいと思っております。

それから 831 の防災無線のところ非常にわかりにくいと思っておりますが、個票をご覧くださいますと、個票の後ろの 832 の 3 というのが出ています。このところの右側に緊急事態になった時にどう対応するのか、両方の施設をうまく生かしていきながらやっていきたいということで書かせていただいているということをご覧くださいただければありがたいと思っております。

それから、建設関係の中の私道、これが野田が公道から公道にということでやっておりますので、この点についてはこんな形をお願いしたいということで書かせていただいております。

それから 851 が大きなポイントになる話でございますが、調整区域の開発の問題、ここの総括表を見ていただくよりも、具体的に 851 ページを見ていただいた方がよろしいと思っておりますが、現在野田市で行っております現行の既存宅地制度による対応、これで基本的にはしばらく続けさせていただきたいという形でございます。県の方が法律改正にともなってだいぶ緩やかな対応という形に県の条例がなくなっております。それが今、関宿で適用されておりますけれども、そうじゃない形をお願いしたいというようなことで書いてあります。ある意味では非常に大きな問題

という形だと捉えております。

それから 862 の財源という話、これは水道の問題でございまして、一生懸命検討してみましたが、交付税の方は対応できるということでございますが、県の高料金対策、これについては県の要綱を読みますと、どうやっても私どもの方が高料金の、合併しますと対象にならないという形になりますので、現在出ております県の高料金の補助金、1億6000万円今回出ているそうでございますが、この部分がカットされてしまうという格好になると、非常に大きな数字になってまいります。ただ、統合することによる行政改革効果、約8000万円あるだろうと見ておりますので、当面8000万円ぐらいが持ち出しの金額になるだろうと、こんなふうには読んでいます。個々の料金の問題は先ほど申し上げたとおり、大口需要者にちょっと負荷がかかるという形になるかと思っております。

それから 874 の給与の話ですが、職員団体に今提示して話をしている最中でございまして、これは職員団体との交渉の話が長引いてくるという形になるかと思っておりますので、今回、こういう形までしかご提示できなかったという状況になっている話でございまして。

各委員会の取り扱いの中の農業委員でございまして、先ほど申し上げましたとおりの資料を出させていただいております。リミットとして30人まではもっていただけますが、千葉県内で20人を超えているところが極めて少ないという形、市原と千葉だけであるという形の中でどう対応していくのか、その中で選挙区割を設けた時に仮に20人という制度になった時にはこんな数字になりますよという按分の数字を出させていただいております。生々しい資料でございまして、これから農業委員会の皆さん方にはご議論いただくような形になるかと思っておりますけれども、あえて今日出させていただいて、皆さん方の感触も聞かせていただければありがたいなと。実はこの問題は恐らくもしかしたら、特別職の他の特別職との定数の問題とも関わってくる問題、具体的に申し上げれば議員さんの定数の問題にも関わってくる問題にもなるのかも知れませんので、調整が長引くような話になるかも知れませんが、一応こんな形になっているということでございます。

少し補足させていただきましたが、以上でございます。最後に申し上げておかなければいけない話があります。933項目が今日884項目に減っています。これは何かというのは先ほど説明いたしましたが、実を言いますと、933を拾った時に行政

資料、例えば野田市で私営住宅をどれだけ管理していますかとか、それから公園の施設をどれだけ持っていますかとか、そういうような行政資料、幼稚園や保育所に入っている人が何人だとか、いろんな行政資料も合わせてこの中に項目として出してしまっているということと、法律に基づいてやっているものであえて書かなくても両方同じことをやっているものについて、ここであえて調整事項にしなくてもいいかなということで外してしまったというところがございましてそうなっております。これについても全部調べてはおるとい形ですが、検討項目が多くなってしまって、そういう行政資料まで入ってきてなんだと言われてはいけませんので、今回外しているということで、これでとりあえず全部の項目を拾わさせていただいたという形になっているということでございます。

以上補足させていただきました。早速でございますが、ただいまから協議に入らせていただきたいと思います。ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

田中委員：私は関宿二川地区の区長会の田中です。今、事務局また会長さんの方から説明がありました同和問題についてちょっとお願いと質問をさせていただきます。

4回、5回ほど会議を事務局と折衝しまして、最後は7月29日、関宿町隣保館で行ったわけですが、我々やっている町協議会という運動団体でございますが、要求としては最初の頃は満額要求と、依然として差別も年々一つや二つ出るということでやってくださいといったんですが、野田市と合併に伴って廃止する予定だということで、4回も5回もやったわけです。

それで29日に最終的に市長さんが今説明されたように3点ほど解放同盟の方で折れて、これはいいからあとは16年度まではやってくださいということで話はしてあるんだけど、これを見ると調整中というけど、こっちで折れないと調整がしてねえんだよね。町の方ではそれじゃいくらぐらいでやってくださいとか、そういう寄り合いというのが無いから非常に残念ながら私達は困っているのでございます。これは野田市と合併するので、合併することは大変喜んでいますが、合併するにあたって一部の市民が苦しむということになっては大変じゃないかと思えます。まだ公に出さない差別は年に2、3回あるし、野田市でも結婚差別があって、関宿の事務所に連絡がありました。先生を中に入れて話中ということで穏便にくだらうと思

っていますが、そういうこともやっぱり役員が相談に乗ったり、相手方の話を受けてなだめたりといういろんな仕事をやっておりますので、是非ともこの補助金問題もここにうたってあるように16年度までは何とか続けていきたいとこだわるのは、国連人権教育計画10ヶ年というのが16年まであるそうなので、それまではやっていただきたいと。その後は話し合いによって段階的に切っても、切られては困るけど、こっちも引くところは引かないと話にならないからそういう覚悟を決めたわけでございます。

この資料を見ますと、野田市も前は運動をやっていたけど、平成13年度で全て同和事業を打ち切っているということが書いてありますが、団体の補助金については3年間の段階的措置を経て、平成11年度末をもって廃止をしているとうたれているので、仮に来年合併するので今年で終わりなどとは言わずに、関宿も3年ぐらいの余裕をもって段階的に減少していただきたいと思いますのでよろしく願いをするところでございます。

会長：ありがとうございます。協議会のスタンスとしての事務局の原案は先ほど申し上げましたような野田市のスタンスに合わせるという形にさせていただいている訳ですが、野田の方で特に今の話について、それとも皆さん方にお諮りした方が良いでしょうか、はっきり申し上げて、野田市の扱いと関宿の扱いが違うものですから、この点についてどうするかという話になるわけですが。

飯塚委員：この問題で関係団体のご意見をもう一度改めて何うという方策を一度とられたらいかがかと思いますが。

会長：今、関係団体の皆さん方のご意見をお聞きするというような話がありました。いかがでしょうか。

青木重委員：関宿の青木でございます。やはりこの問題は歴史もあるうかと思いますが、野田さんとの合併という機会に野田市さんの同様の扱いについて、野田、関宿にあまり不均衡があってはならない。やはり、平等性を保つのが大事ななという私の考えですが、やはり調整中ということで16年云々ということも出ておるような

ので、その辺を目安に野田市の方針にしていくのが平等性からいってそれが妥当だと思っわけです。

藤井正委員：野田の藤井です。今の同和問題の係についてですが、野田市において廃止をしてきたという経過を持っています。この経過については同和対策審議会の中に野田市の運動団体の代表者も含めていろいろ議論されまして、運動団体の理解のもとに同和対策審議会で答申が出されて、そして段階的に廃止をしてきたという経過が野田の中にもあろうと思っんです。そういうことから考えていきますと、基本的には野田市の方針に合わせていくということについては方向性としてはいいと思っますが、野田でも段階的に廃止をしてきたという経過等もあるわけですから、その辺については運動団体ともよく話し合っただいて、理解のできる範囲内で調整をしていただくという方向で扱っただいた方がいいのではないかと考えます。

会長：運動団体とよく調整をしてという話がありましたが、経過期間は野田市でもそうなっているのという話もありました。ただ、先ほど飯塚さんの方からはよく関係団体の皆さんの声を聞いたら、多分その話の趣旨の中にはこの話については関係団体というたくさんございます。部落開放同盟もありますし、全日本同和会がありますし、全解連があるという形になりまして、恐らくいろんな意見が出てくると思っますので、そこら辺はそういう趣旨で恐らく飯塚さんはおっしゃったのかと思っますが、とりあえず意見を聞かせてもらうという格好の中で皆さん方にご判断をしていただくような話にするというような形で、それともここでそういう形で事務局で調整しろという話、どちらにしましょうか。

染谷委員：若干質問を含めて伺ったいと思っますが、この4回に渡る話し合いというのはまだ継続中なののでしょうか。それから野田市のこの問題についての取り組みは先ほど藤井委員からお話がありましたように、関係団体の方も含めたという形ではありますが、あくまで地域住民を入れていく中でこういう方向を作っていったということになるんですが、ただ単に団体との話し合いの場、その他に地域住民という形での話し合いというのはそういうチャンネルはないのかどうか、その辺につい

て微妙にずれがあると思うんですけど、ちょっとお尋ねしたいと思います。

会長： 答弁願えますか。まず交渉は継続中なのかどうか、その後で野田の方から答弁をお願いします。

民生参事： 大変難しい質問ですが、この問題については、運動団体からの方からの要望書が上がりまして、それにつきまして再三、町の同和対策課の方で運動団体の方達と協議を重ねてきまして、最終的に先ほど田中委員さんがおっしゃられたような内容の中で運動団体の方から最終提示された訳でございまして、最後という訳でございまして。概ね、協議の中ではこの辺で進めていきたいと町としては考えていたところでございます。

理事（保健福祉・民生経済部担当）： 染谷委員からご質問のございました野田市の対策の進め方における団体の係わり方ということでございますが、確かにご指摘のように、野田市の同和対策審議会で平成8年以降の同和対策のあり方を議論する時に団体の方はその審議のプロセスに参画しているということは事実でございます。ただ、この審議会は委員会からもお話が出ましたように、あくまでも市の審議会の委員の構成枠としては関係地区の代表としてご出席をいただきまして、その関係地区の代表の中にたまたま運動団体の役員を兼ねてらっしゃる方がいたものであるというように認識しております。

そのような形の中でご議論をいただく中で審議会の答申をいただき、その審議会の答申に基いて野田市は同和対策の関係の事業のあり方を整理してきたという経緯がございます。

団体との考え方、これは当然施策の対象となる方達であるわけですから、それなりのキャッチボールをしてご理解をいただきながら進めていくということが望ましいことは言うまでもないわけでございますが、今後の対策のあり方を考えた時に団体のご意見はご意見として伺いつつも、それが市民の税金を使った施策を投入していくわけでございますので、団体のご意見はご意見として伺いつつも、それは全市民的な観点に立った時に果たして特別対策法は失効したという現時点において合理性がある内容であるかどうかという点については、やはり協議会での皆様の見識に

立ったご意見を承った上で整理をいただければありがたいと思っております。

染谷委員：キャッチボールがこっちに返ってきたような感じですが、先ほど関宿の教育委員長さんからもお話がございましたが、まだ時間もあるわけですから、先ほどの担当のご答弁だとこれが最終的な運動団体としての案ですよという趣旨のようですが、そのことと野田市が今まで進めてきた問題との関係、先ほど青木委員からもありましたが、そうしたことからすると、もう一段その辺についてお話し合いを当局側でしていただいた上でというようにせざるを得ないんじゃないか。私どもがこう進むべきだからこうしなさいとって果たしていいものかというところに躊躇するものがありますので、まだ時間があるのではないかという感じがあるのですが、それはこの場で結論を出していくようなことでなければ当局が困るということなのでしょうか。

理事（保健福祉・民生経済部担当）：本日は第4回ということで、あと第5回の会合が8月末に予定されているというようなスケジュールでございます。あと第5回目までに残された課題も含めて概ねの秋口からの市民とのキャッチボールに踏まえた事務的な調整を出していこうというようなスケジュールであるということからすれば、第5回までに若干の時間があるのは事実でございます。本日の協議会の皆様のご意見の中でさらにもう少し行政と団体の方で詰めをして歩み寄れる部分がないかを探る努力をすべきだということが本日の協議会のご意見であれば、次回の協議会までにどこまでできるかという話を整理をするしかないのかなと思います。

会長：私、座長役として、あまりものを申し上げてはいけないと思って言わなかったのですが、スケジュール的に言いますと、できるだけ市民の皆さん方に早くまとまった資料をお渡ししたいという気持ちがあります。そんな中でご判断いただくという形からいえば、実はなるべく早く答えを出したいと思っています。そういうことからいきますと、相当日程がタイトになってきているということは確かでございますが、今、大島理事の方から申し上げたとおり、もう一度話し合いをしてみるという点についてはこれはそんな形でさせていただくというような形にしたいと思います。ただ、今まで4回積み重ねてきておりますので、なかなかそこから先に話と

して進まないのかということも想像できます。だからといって、ここでそういう話のカードを切っていいのかどうかはわかりませんが、そうなりますと、いずれどこかで決めていかななくてはいけないという話になろうかと思っております。この件だけペンディングで先に送っていくのが良いのかどうかということになると、ちょっと気にはなるという形でございます。予備的な話としまして、ご提案のとおりやってみますが、うまくいかなかった場合には、私ども実は先ほど大島理事が申し上げた経過の中で恐らく当時担当しておりませんでしたので、詳しい説明がしにくかった部分があるかと思っておりますが、私どもも実を言いますと、ある意味では解放同盟の代表の方と話を詰めながら私どもの方の同和対策の審議会の中でどう対応するかという詰めをやってきたという経過がございます。

途中の段階からその方の代表性が問題になって、それから話がまた元に戻ってしまったという話になったという経過がございます。私どもとしては議論の積み重ねを大切にさせていただきたいという形の中でやらせていただいたという経過ございました。

ただ、その中で、かといってそれでは地域の皆さん方の声が正確に届いていないのではないかというご意見があり、そういうことがあったので、私どもそれではあえて三つの団体からお話を聞かせていただきますという形で、解放同盟の皆さん方、それから全解連の皆さん方、それから全日本同和会の皆さん方、三者からご意見をお聞きする中で私どもとして、同和対策の協議会としてもう一度結論を出していただいた。こんな話がございます。

そういうことからいきますと、今回の場合も平行線になった時にやはりそれぞれの地域の団体の皆さん方からお話を聞くということをやらせていただくということも予備的な話として想定させておいていただければというような感じは、日程的に言いますとそんな感じになろうかと思っておりますが。

染谷委員：市長さんのおっしゃられるような手立てをとっていただきたいと思えますし、現在の調整内容で示されているものというのは、段階的に削減していくということについては一定の合意があるようですが、終了する、廃止する、一般化することについての言及はされていないように読み取れるわけです。例えば非常に小さな部門になりますが、運転免許の取得事業等についても県が事業を廃止すれ

ば廃止してよいという停止条件というかそういうものがありますので、そうしますと、野田市が現在まず進めてきたのとあまりに大きな差が残った中でしばらくの間、同じような町にしていくためのある程度、認められる年限を越えてしまうような気もしないでもないのです。ここに示されたものを見ると、そういうこともありますので、私は団体の皆さん、それから地域住民の皆さんの声なども聞く機会を設けていただいて、これでなければならぬのかどうかということについて、今一度ご協議をいただくようお願いしたいと思います。

会長：事務局の方どうですか、それでよろしいですか。それではともかくももう一度お話はさせていただくという形にさせていただきたいと思います。そんな中でやはりどうしてもという話は出てくるだろうと、私自身は想像しています。何かと言いますと、県の方針を決めた時、私その委員でございました。何対1だったか忘れましたが、これはやはりおかしいと言ったんですが、県の方で補助金を付けると言われてしまったがために、どうしてもそういう形にいつてしまうという話になってしまったというような経過がございましたので、どうしても押し問答になってしまう可能性があるんだろうとっております。そんな形で皆さん方にご判断をいただくというような形に最終的になるようなケースというのが多分出てくるであろうというふうに私は思っておりますので、そこら辺、少し作業を進めてみまして、再度この場に、どういう形になりますかお願いに上がっていくと思っておりますので、よろしく願います。その他の点はどうでしょうか。

青木（囿）委員：関宿の青木でございます。先ほど事務局、会長からも詳しくご説明がありましたが、729に窓口の取り扱いというのがございます。これは先ほど会長さんからありましたが、引き続き検討を要するということがここにも出ておりますが、先送りいたしますと、非常にこの窓口の業務は関宿の住民としては関心があり、また心配があるところでもあります。行政が一つになると当然、野田の市役所が中心になるということではありますが、関宿から北部地域からこの市役所までは車で約20キロございます。そういった中で交通の便もさほどバスの便でいいというわけにもいきませんが、車に乗れない方、また高齢者の方等々、非常にそういう点が心配だと、そして私どももこの合併に歩みをそろえる中においているんなところを視

察してまいりました。一つは新潟、近くは潮来市、そういうところでもやはり窓口業務というのは支所を設けてあるということでそちらにも伺ってまいりました。そういったことが先送りの中で検討されるんだと思いますが、北部地域の住民の声をまず協議会においてこれから検討するんでありましょうけど、そういう心配があるという事を私の方からお願いを申し上げましてご検討していただければと思います。

会長：事務局から答弁しにくいようですので、私の方から答弁します。実は申し訳ないと思います。この点が一番重要な問題だと。合併する時の一番のポイントは二つあったと思っています。一つは野田市民から見た時にサービス調整をして野田の財源が関宿にいつてしまうのではないかという話の一つ。それからもう一方であった話というのが、今度は関宿の町民にとってみたら大変不便になるのではないかという点、この二つが恐らくあったのではないかと思います。それをそうしないようにするためにどうしたらということの調整のために少し時間がかかっています。

一つには特定郵便局に今の関宿の先ほどのコミュニティセンターであそこでやっているような仕事を全部やれるようにできないだろうか。これはそういうことも詰めていく必要があるかと思っております。これは同じようにことが逆に言えば野田でもやれないだろうかという話になる。市民課のサービス業務ですね。

それに加えてさらに言えば、窓口業務として直接住民のサービスに関わってくる部分をどういう形で関宿の皆さん方に、直接住民の方がサービスを受けるという形で役場にきている部分についてどう対応していくのか。この点を考えなくてはいけないという二つのポイントがたぶんあるだろうなど。それが野田に跳ね返った時に野田でどう対応していくのかということも含めて、そういう点で今検討させていただいております、郵政省もなかなかお役所でやれるということは返事は返ってきていますが、そこから先がなかなか出てこないというようなことがありまして、引き続き検討ということになっています。

方向性だけは、今こんな形で検討しているということだけを申し上げておきまして、申し訳ないのですが、これが多分一番重要な話だと思いますので、次回にはこの話をしっかりと出させていたいただきたいと思っております。

合わせまして、これだけ野田にあわせますというのが多くなった時に、お金が大丈夫なのかという話については、当然のこととして資料としてその分についての答

えも出してくるという格好にしていきたいと。できれば次回、そんな格好に持っていければありがたいと思っております。

青木(園)委員：今の会長さんからのご答弁をいい方向にご期待申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

堀井委員：今、お話がありましたが、関宿の今の庁舎の問題ですが、先日各界の懇談会の時に商工会の会長さんが会議所とは別にさせていただきたい。また今まで会館の積立金もやっておりますので、庁舎のところを使わせてくれないかというようなことをお願いしたいと思います。また、これでもって検討を要するというところでこういう問題も十二分に中に検討していただきたいと思いますが、あと一つ住民の要望といたしまして、関根金次郎という会館を作るといような話もあります。私は会館作れとは申しませんが、空いているところに町の団体をみんなやれというのはちょっと無理があるのではないかと思いますので、公共管理という面に関根金次郎ということに対してもちょっと考えていただきたい。検討の仲間に入れていただきたいと考えております。

会長：いずれにしましても、今のご質問の点については事務事業の調整というよりは、(実は事務事業の調整の部分に入ってくる部分もあるんです。何かと言いますと、今の関宿の庁舎を使うという時にその管理をどうしていくのという話は事務事業の調整の市長部局の職員のところなりでやらなくてはいけません、) 根本としては、まちづくり計画でいろいろとこの話についてはご議論いただく形になると思います。金次郎会館についての要望が関宿町に出てきているということも十分承知しておりますし、商工会の方からそういうお話があるということも承知しているということで各界別懇談会の中でも出ておりますので、そこら辺も踏まえてのまちづくり計画、そういうような形を作っていく中でどうしていくかを決めていきたいと思っております。

船橋委員：都市計画法の問題で 851 お願いいたします。既存宅地が廃止されてしばらく経つわけですが、先ほど会長さんの説明で、暫くの間は既存宅地等を利用、

運用しながら現行の制度でやっていきたいというような話をされましたが、関宿町のアンケートやいろんな内容の中でよく書かれていることが中心市街地が発展していて、要するに市街化調整区域が遅れるのではないかというような住民の心配があるわけですが、そういう中で今般4月から県条令が施行されて、市街化調整区域の開発については相当緩和されているわけですが、合併後は県条令が適用されないということでやっていくような話ですが、大した数は出ないと思いますので、できれば今の現行の県条令を認めていただけるように状況になりませんかという質問ですが。

会長：まず何でもこういう答えを出したのかという点について事務局から答弁させます。

都市計画部長：関宿町もそうだと思いますが、まちづくりには上位計画として総合計画があります。野田市としても総合計画に基いて将来のまちづくりを行うということを考えているわけですが、単純に今回の条令を適用しますと、野田市では今の市街化区域の同じ面積分だけが開発行為が可能ということになってきます。これは当然ながら上位計画での人口計画、そしてまちづくりと大きく開きが出てくる。ちなみに関宿町で申し上げますと、約3倍の面積が開発行為が可能というようなことになってきます。すると当然ながら、上位計画との整合がとれないということがございますので、野田市としてはよく実態を調査して、その結果で検討していこうと今考えています。従いまして、合併後においては関宿分においても野田市と同じように調査を行いながら検討を重ねていきたいということでございます。

船橋委員：引き続き検討していただけるということでほぼ了解はしましたが、関宿町の実情から申しますと、市街化区域が面積が非常に少なく、既に調整区域といえども既に市街地開発、要するに分譲住宅等が点在している状況の場所もありますので、そういう部分では可能な場所ですか、相当あるのかと考えております。それと心配されている市街化区域内の開発が抑制されてしまうのではないかというような心配も、虫食いですか、そういうことが考えられるということですが、できれば同じ法律を運用していく方がベターなんだろうけど、特例の場所でも作っていた

だいて、運用していただければありがたいと考えています。

会長：その点、実は野田の実情だけ申し上げておきますと、県に抗議を申し込みたいというくらいまで議会で答弁させていただいています。埼玉も実は新条令を作らない。確か東京もそういう対応をしていたと思います。結局、虫食い状態を助長してしまうという格好になってしまうという形になると、基盤整備の進んでいないところでどんどん虫食いが開発が行われてしまうということを恐れて、ある意味では国の方が都市計画法の自殺行為をやったということだろうなど。景気対策のためにということでやったと思っていますが、そんなことで先ほど部長の方から答弁させていただいたような形で引き続き慎重に検討させていただきたいということで、こういう形にさせていただいております。

多分、今までの既存宅地制度の中で相当救われるところが出てくるだろうと思っておりますので、大丈夫かなとは思いつつもこんな形で作らせていただいた。もう一度次回検討したものについても答えを出させていただきたいと思っています。

藤井正委員：2点ほど質問したいと思います。一つは 735 の関宿町の福利厚生会の扱いですが、基本的には廃止をするという方向で出ています。その後、以前から検討している互助会の設立を進めますという形になっているんですが、現状で互助会はいつ頃立ち上げる見通しが立っているのか、簡単にできるという状況なのか、まだしばらくかかってしまうということなのか、その辺の設立の見通し等についてはどの程度なのか伺いたいと思います。

それから、福祉作業所の送迎の扱いの関係であります。他の福祉団体のあるいは福祉施設の送迎バス等については合併することによって区域が広がっていくという形で、送迎等についても当然対応すると。いろいろ財政的な問題があってそれぞれの施設の利用状況を見ながら車を増設するような形で対応していきたいという形で具体的に出ています。野田市の福祉作業所については確かに設置をする段階まではいろんな経過を辿ってきて、保護者の方が自ら努力して設置されてきた経過があります。しかしそういう経過の上に立って、現在では野田市が作業所を設置して、民間に委託されているわけですが、一方ではあすなる職業所についても同じような作業所扱いだと思っております。こちらは公設公営で運営している。それでこちらの方はき

ちゃんと送迎が実施されている。福祉作業所については委託をしても、まだ現実には送迎が実施されていなくて、だいぶ保護者の方も苦労されたり、あるいは以前のパリオ協力会もいろんな資金を集めて運転手関係の助成に努めているという経過を辿って、だいぶ苦労しているようです。

今回も野田市の社会福祉協議会にコカ・コーラからバスが寄付されたという経過がありました。社会福祉協議会の中でもいろいろの利用については検討がされていますが、率直に言いまして、その利用についてはもてあましていうのが現実です。作業所がみどり会に委託されて運営されていますが、その作業所の保護者、あるいはパリオ協力会、そういうところから折角バスが購入されたのであれば、それを是非使わせてくれという話が現実には社会福祉協議会の中にも出てきているんです。そういうことから考えますと、現実には福祉作業所のあそこに通園している子供さん、あるいはそれを担っている保護者の方は大変苦労されているわけで、やはり公的な施設として福祉作業所が設置されているわけですから、他の福祉施設と同じように送迎等についてもきちんと対応すべきだろうと思います。

委託という扱いになっていますので、みどり会に委託されているわけですから、もし社会福祉協議会のバスが空いている時を利用できるというのであれば、みどり会が社会福祉協議会と契約を結んでいけば利用することも十分可能だと私は感じるわけで、そういった意味では今回、いろいろ調整されて他の福祉施設関係について送迎バスを増設したりして対応できる条件を作っているわけですから、福祉作業所等についても当然、そういう対応を図るべきではないかと考えますけど、その点については何故、作業所については今だに送迎等を実施しないのか、今後の対応についても伺いたいと思います。

総務部長：福利厚生会の廃止の関係ですが、実は、かなり前から私ども野田市においては組合の方に対して互助会設立の意向を示してきております。現在合併を期に、もう一步踏み出したいということです。先ほど時期のお尋ねがございましたが、いずれにしても新しい制度ですので、合併と同時にということまでいくかどうかについてはこれから一生懸命検討してまいりたいと考えております。

保健福祉部長：福祉作業所の送迎の関係ですが、福祉作業所につきましては、設置

当初から基本的に自主通園ということを原則という形の中でスタートさせていただいているということでございまして、そういう中で送迎については現時点では市でやるということは考えていないということでございます。

会長：送迎の関係は野田にしかないから、関宿の受け入れのためなんでしょう。

保健福祉部長：福祉作業所以外の施設について、そのとおりです。現在送迎している中で、関宿からの受け入れを考えた中で増車をさせていただきたいということです。

藤井正委員：合併に伴って関宿からも通園される方がいるから増車をするというその考え方については理解できます。福祉作業所の送迎についてはそれと同じにしるということじゃないんですが、作業所を作る時点、確かに保護者の方が送迎等については自分達も努力しますという一定の努力の元にスタートした経過はあるのかも知れませんが、今現在あそこを利用している方々で何らかの形で自前で通園している子どもさんは何人もいないと思います。大半の方が何らかの形で送迎で利用しているという状況なわけです。実際には最初にそういう経過の中で話し合いをした人たちがどれだけ利用しているかということ、必ずしもそういう人だけじゃないと思います。あとから入ってきた方も大変苦労されているわけで、当然これは保護者からも市に要望が出されていると思います。そういった意味ではやはり他の福祉施設と同様に保護者のニーズに沿ってきちんと送迎等の対応についても考えていくべきではないかと考えていますので、是非、その辺については合併を契機にしてでもいいですから、特に社会福祉協議会の方でも既にそういう話が出されているわけで、そういった意味ではもう少し調整しながら是非、対応していただきたいと思います。

会長：合併の協議というよりは、どちらかということ、行政に対するご要望だろうと思っておりますので、そちらの方については、私どもの方の行政としての対応という形で検討させていただくというような形にさせていただきたいと思います。

染谷委員：肝心なことを聞きはぐってしまうといけませんので、念のため伺いたい

と思います。まず法人市民税が他のやつはみんな安い方に行くけど、これだけは野田市の高い方にあわせるという結論のようですが、そのことによって、制限税率を使うこと、標準税率にした場合、そのことでどの程度の収入の差があるのか。何故そういう選択がこの部分だけされたのか伺いたと思います。

それから水道料金も野田市の料金体系になるということで、大口需要者が大きな負担を担うことになりませんが、例えばはやまの工業団地等々の問題を考えた時に企業誘致だと言いながら制限税率を課しますよ、大口の水道料金は今までよりも高くなりますよという形で、果たして整合性がとれていくのかどうかということもあるんですけど、その辺の判断はどうなっているのか。

それから消防の問題について、分署と出張所が同列に置かれていますが、分署の出張所という形ではなくて、本署の出張所という形になるんでしょうか。関宿分署と出張所が一体的に運営されていくことになるんだろうと想像するんですけど、分署と出張所が同列であるという運用は果たしてできるのか、3人派遣してもそんなことが可能なのかという気がするんですが、その辺についての見解を伺いたと思います。

企画財政部長：まず、法人市民税でございますが、これに対しての影響額でございますが、関宿町が野田市の税率になった場合、約5000万円弱の影響が出てまいります。それから何故そのような選択をしたのかということですが、実は野田市ではこの制限税率を採用する時に、過去に福祉重視の政策展開が出ておりまして、このようなことで財源の確保という形で制限税率を採用した経緯がございます。県下の平均でいきますと、まだまだそこまでいっていないということから、制限税率を当分の間採用したいと考えておりまして、関宿町におきましてもその整備状況につきましては野田市よりまだ少し遅れているという状況がございますので、制限税率を採用して整備にあてていきたいということでございます。

水道事業管理者：水道の料金の関係ですが、まず一つには公平性がなければならぬということでございます。そういった形の中で料金は統一していきたいと考えているところでございます。あと、大口の料金ですが、野田市が今大口350円ということでございますが、これは近隣市町村に比べましても決して高い方ではないとい

うことでございます。近隣市町村が平均しましても 380 円ぐらいになるという形の中でございますので、統一をさせていただきたいということでございます。

消防長：続きまして消防関係について申し上げます。新たに設置いたします出張所につきましては、本署に所属することで組織的には考えておりまして、一つの命令系統で応援体制をしいていくと考えております。

会長：最初の部分から申し上げていきますが、実は一番悩んだところです。法人市民税を制限税率までもっていったらという話と、都市計画税を 0.3 にアップしないのかと。理屈としては法人市民税を制限税率までもっていった時の理屈が基盤整備が遅れているからだという話があります。もう一方で、都市計画税 0.3 とれるのに何で 0.2 にしてしまっているのかという話からいけばこれも 0.3 にアップしなくてはいけないのではないかという話になるのだろうなど。もしくは逆に両方とも下げたという話になりますが、我々としてはどちらかということ、全て野田市の原状維持という形で整理をさせていただいたという形になっております。確かに企業の方にとってみると法人市民税が上がってくる。これは一般あまねくというか、そういう形になってくるわけですが、そんな中で法人市民税だけ狙い打ったような形になってしまうわけですが、両方を野田市の現行に合わせていただいたという理屈でやらせていただいたというのがとりあえずのこの考え方でございます。そこについてどういうふうに判断していくかということは、また協議会の皆さん方からもご意見をお伺いできればと思っています。

水道の問題でございますが、実をいうと、いいところをとって安い方に合わせていこうかという話もないわけではないですが、実は最初 2 本立てにして、関宿の給水原価は元々の給水原価にしておいて、県の高料金の補助金をいただきたいという形でやっていましたが、どうしても規定上読めないという形の中で、一本にせざるを得ないという形でいかざるを得なくなりました。結果として先ほど申し上げたように、1 億 6000 万円、今まで県からもらっていた補助金が無くなってしまうという形になってくると。そんな中で最終的に先ほど言いました事務の合理化等々を含めまして、そういう形の中で 8000 万円ほどは浮かすことができる。そうすると 8000 万円ぐらい。将来的に見ますと、だんだん減価償却が終わりますから、10 年後ぐらいには 8000 万円ぐらいしか高料金はもらえないとい格好になりますから、

その時になればチャラになるという格好になりますが、今のところ、苦しい中での話としてこういう形でとりあえずは我々としては現行どおりの野田市の料金でやらせていただくという形にさせていただきました。ただ、金額的に言いますと、1社あたりとてつもなく大きな数字になっていくということではないと思っておりますので、企業誘致という観点からいうと、この話でない別の観点からの話になるかなと思っております。

消防の運用の仕方については先ほど申し上げたような話でございますが、具体的な人のあてはめ等々やりながら、これからエリアをどう考えていくのかという話も全部作らせていただくつもりでございますので、そこら辺をこれから詰めていく中で具体的な絵姿をご覧いただけるようにさせていただければと思っております。

事務局長：税の関係で若干補足申し上げますが、法人市民税を関宿を野田に合わせた場合に、先ほど申し上げたとおり、5000万円弱の増収となるわけですが、逆に野田の方を関宿に合わせて下げた場合に今の試算で2億数千万円の減収となってしまいます。これは合併を期に採る考え方としてはいかがなものかという判断は一つございました。

一方、都市計画税の方ですが、先ほど市長からもありましたとおり、野田も0.3の方に合わせたいという気持ちがあるわけですがけれども、関宿を野田の0.2に引き下げた場合、新しい市全体で2000数百万円の減収になりますが、一方、野田の税率を関宿並の0.3に上げた場合に4億数千万円の増収になりまして、これは耐えられないという判断も一つございました。さらに法人市民税のプラス分と都市計画税のマイナス分の相殺効果が若干ありますので、法人市民税が増える分だけ丸々増ということにはならないという判断もございました。これらのことを加味しております。

染谷委員：もう一点は最高に難しい話ですが、職員の給料問題です。関宿さんの場合は二表があるということで、このまま野田市の場合話し合いがつかないでいくと、野田市の体制に入っていくという時には二表に依っていた職員の人達は野田市の一表の中に入ってくるという形になっていくことに当然なるわけだと思っておりますが、そうした対象となる人員というのはそれほど多くはないのでしょうか。

会長：時間があれですから、答弁を留保させていただきます。

青木重委員：802のし尿収集体制ですが、合併するとこれが直ちに個人の場合、直営になっていくのか、またよく見ますと、直営になってその後委託に変わっていくのか。そこら辺の内容の説明と、例えばそうなった時に浄化槽の汚泥の処理だけとなった時にエリアの問題も業者に割当をするのかどうかでございませう。

もう一つは我々の身分の問題にも将来関わってくると思いますが、農業委員の数の問題と、879(任期)と877(定数)、この問題でございませうが、農業委員については按分については農地面積ではなく、耕作者が現実には面積についてははっきりわかっていますが、やはり耕作者を中心に委員の按分を考えるのが妥当なのかと思います。なお、879の参考例の中にも書いてありますが、編入合併ということが大前提で決まっております。その中でそういうことになると、基本的には関宿町の農業委員が失職します。ただし、合併特例法によって公選で選ばれた人は野田市の残任期間、これも理解できます。いわゆる議会推薦と農協、共催組合の7名の方が失職するのかなと。これはやはりきちんと、これから編入合併という基本が決まっているのだったら、これは参考例に従った方法でいくのが妥当なのかなという考え方でございませう。以上です。

会長：し尿関係の答弁をお願いします。

環境部長：し尿の扱いについて詳しく申し上げますと、関宿町は生し尿の合併浄化槽の許可業者が行っていると思います。これは野田市の制度に切り替える時に生し尿については直営でやりますと。直営でやるといってもこれは委託化をしていきますという意味でございませう。合併浄化槽については、今までどおり許可業者にやっていたらこうとするものでございませう。

それから合併浄化槽の業者のエリアということですが、これは基本的に合併した場合は野田市でございませうので、野田市全体をエリアとしていただくという形で考えております。

総務部長：先ほどご質問の関宿町の技能労務職の人数でございませうが、13年度現在

で申し上げますと、320人に対して39人でございます。

会長：先ほどの農業委員会の関係はこういうご意見だということだけお聞きしておけばいいですか。職員の技能労務職の話については、いずれにしても、私どもが行二表を作ろうということをご提案していながら話がつかなくてそういう形で戻ってしまうというのは非常におかしな話だと思っておりますので、ここをどうするんだと言われると答えはなかなか申し上げられませんが、何とか我々が提案していることをご理解いただくような方向で詰めをやっていきたいと思っております。今、提案している問題は非常に大きな問題がございます。これが結果的には財政改革効果にもつながっていく話になってくるという点が多々ございますので、こちらについては組合と交渉を続けていくという形をとらせていただきたいと思いますので、もうしばらく経過を、推移をご覧いただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは一応ご質問はこのぐらいにさせていただきますして、ただいまご協議いただきました資料1の事務事業調整方針案につきましては、必要な修正の上、次回開催の合併協議会におきましてご決定をいただくことにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

それではご異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。次にその他の案件につきまして事務局から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

司会：次回の合併協議会の開催予定日でございますが、お忙しいところ大変恐縮でございますが、第5回の協議会の開催日を8月31日午後1時30分からこちらの8階の会議室に予定させていただいておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

会長：特に皆さんからご発言ございますでしょうか。ございませんようでしたら以上をもちまして閉会させていただきますが、最後に一点だけ、水道の話をもう一度申し上げておきたいと思っております。実は県の当局には何とかしてくれというお願いを

しています。県の方でも何とか考えたいという返事はいただいております。ただ、非常に財政が苦しい状態でございますので、もしかしたら本体の高料金の補助事業がふっとんでしまうのではないかというような感じもあるような状況なのかも知れません。ただ、恐らく私どもがかすかに期待をしておりますのは、これがうまく制度としてできませんと、私どもについてくる他の重点支援地域は一つも合併できないだろうと。安房や東総の料金の格差を見たら、全部合併は水道でふっとんでしまうだろうと思っております。私どもは先ほど申し上げたような工夫をすれば何とか8000万円、そういう形の中でトータル金額は後ほど出させていただきます事務事業の調整の中で出てくるトータル金額を積算させていただいて、これは介護保険、国民健康保険等も含めまして全部やらせていただきますしても、多分合併に伴う人件費の節約効果で十分賄えるというような形になると思っておりますが、そんな形で恐らくこの話でそれ以降の合併が全部ふっとぶという形は、多分県も考えておられないと思っておりますのでよろしく申し上げますというだけ申し上げさせていただきますと思います。

以上で終了させていただきます。どうもありがとうございます。